

令和7年度

中山間地域等直接支払制度の実施状況を公表します

中山間地域等直接支払制度は、農業の生産条件が不利な中山間地域において、農業生産活動を通じて、耕作放棄地の発生を防止するとともに水源かん養機能や洪水防止機能といった多面的な機能を確保する観点から、平地地域とは違った農業生産条件を直接的に補正することを狙いとして交付金により支援する制度です。

平成12年度に創設された本制度では各集落の参加者の創意工夫によって地域の活性化や生産環境の向上に効果を上げてきました。



集落協定で草刈り

令和7年度から第6期対策がスタートし、町内では3集落が活動しました。

第6期対策では、地域農業の更なる維持・発展に資する取り組みとして、複数の集落協定幹でのネットワーク化の推進や、スマート農業導入による農作業の省力化・効率化を図る取組等が推進されています。

令和7年度交付金の交付状況

令和7年度に町内で交付金を交付した集落は下記の3集落で、交付額は約625万円となっています。

また、交付金の負担割合は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっています。

交付金の配分割合については左の表のとおりとなっていますが、共同活動の交付金の使途については、主に研修費や役員報酬となっています。

第6期対策によるスマート農業加算によって、古閑集落協定で

トラクター自動操舵システムを導入し、将来を見据えての農業の担い手不足を補う取組が新たに行われました。

集落名	交付対象面積 (㎡)	交付金 (円)	交付金配分の割合 (%)		集落マスタープランで定めた 主な取組内容 (将来像を実現するための 目標と活動計画より)
			共同	個人	
天神	183,237	1,465,896		100	・担い手への農作業の委託 ・農業生産活動継続の体制整備
柳生川	118,303	946,424	10	90	・担い手への農作業の委託 ・農業生産活動継続の体制整備
古閑	295,557	3,842,241		100	・法人への農地集積 ・農業生産活動継続の体制整備 ・スマート農業機器の導入
3集落	597,097	6,254,561			



自動操舵システムを導入したトラクター